

目次

第 1 章 総則(第 1 条―第 3 条)

第 2 章 補償金の支払(第 4 条―第 9 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）

第 28 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構法（平成 14 年法律第 166 号。以下「機構法」という。）附則第 5 条の 5 第 1 項に規定する業務（以下「ハンセン病元患者家族補償金支払等業務」という。）の方法を定め、その適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(業務の執行)

第 2 条 独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）の業務は、通則法、機構法その他の関係法令によるほか、この業務方法書に定めるところにより行う。

(業務運営の基本方針)

第 3 条 機構は、厚生労働大臣の認可を受けた中期計画（当該計画を変更した場合にあっては、変更の認可を受けた中期計画）によるほか、通則法、機構法その他の関係法令の定めるところにより、ハンセン病元患者家族補償金支払等業務の適正かつ効率的運営を期するとともに、その透明性の確保に努めるものとする。

2 機構は、厚生労働省と緊密な連携を保ち、ハンセン病元患者家族補償金支払等業務を適正かつ効率的に運営するものとする。

第 2 章 補償金の支払

(補償金の支払)

第 4 条 機構は、機構法附則第 5 条の 5 第 1 項の規定に基づき、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第 55 号。以下「ハンセン病元患者家族補償金支給法」という。）

第 26 条に規定する補償金（以下単に「補償金」という。）の支払を行う。

(支払情報の受領)

第 5 条 機構は、厚生労働省から補償金の支払対象者に関する情報（以下「支払情報」という。）を受領したときは、支払情報に補償金の支払に当たって必要な事項が記載されていること等を確認する。

2 機構は、支払情報に不備がある場合、その不備内容を厚生労働省に照会する。

(支払の方法)

第 6 条 機構は、前条第 1 項の規定により支払情報を受領したときは、当該支払対象者に対する補償金の支払を、原則として、その者が申し出た金融機関の口座に払い込むことによって行う。

(支払の通知)

第 7 条 機構は、補償金を支払ったときは、補償金の支払対象者に補償金支払通知書を送付する。

(補償金支払台帳)

第 8 条 機構は、補償金支払台帳を備え、補償金の支払を受けている者ごとに、次に掲げる事項を記載する。

- (1) ハンセン病元患者家族補償金支給法第 9 条第 1 項の認定に基づき支払を行った補償金の額
- (2) 支払情報を機構が受領した日
- (3) 補償金の支払日
- (4) その他補償金の支払を受けた者に関する必要な事項

(補償金の支払状況等の報告)

第9条 機構は、厚生労働省に対して、別に定めるところにより補償金の支払状況等を報告する。

附 則

この業務方法書は、令和元年11月22日から施行する。

附 則 (令和7年1月10日厚生労働大臣認可)

この業務方法書の一部変更は、令和7年1月17日から施行する。